**平成２９年（フ）第１９６９号**
福岡市南区長丘３丁目17番20―205号
債務者　佐藤　英治
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第２０７０号**
福岡市中央区輝国２丁目14―２　オーガスタ六本松南102、住民票上の住所長崎県南島原市深江町丁7695番地10
債務者　田崎　茂
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第２０７５号**
福岡県糸島市本1664番地２、前住所福岡市西区田尻１丁目24番17―203号
債務者　大賀　諒平
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　直輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第１１４０号**
さいたま市桜区大字神田108番地７　ヤマダハイツ203号室、破産申立時の住所さいたま市桜区大字白鍬758番地１　パストラルＮｏ．６　306号室
債務者　髙根雄一郎
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１６２２号**
埼玉県川口市大字安行原74番地の７　みたま２号棟206号
債務者　若林　裕貴
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１７５６号**
埼玉県新座市野寺２丁目８番１―205号
債務者　佐藤　美和
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第５９６号**
埼玉県三郷市彦成３丁目11番２―1001号、旧住所さいたま市南区南浦和３丁目６番13号コスモシティ南浦和302号室
債務者　浜田　栄作
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第７１８号**
埼玉県越谷市南越谷３丁目22番58号
債務者　島森　真樹
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第７３５号**
埼玉県越谷市東越谷２丁目12番地24　サンハイツ越谷201
債務者　宮川　誠
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第７３８号**
埼玉県春日部市豊町５丁目10番地８　スタートエレガンスⅡ号棟202号
債務者　白木　健次
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第７３９号**
埼玉県春日部市豊町５丁目10番地８　スタートエレガンスⅡ号棟202号
債務者　白木真里子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第７４０号**
埼玉県春日部市豊町５丁目10番地８　スタートエレガンスⅡ号棟202号
債務者　白木　真悟
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成３０年（フ）第３号**
埼玉県草加市神明２丁目２番16―106号
債務者　菅野　信朗
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第３６３号**
埼玉県行田市清水町１番地41　シティハイムハヤシＢ201
債務者　上田　勇喜
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２９年（フ）第４５４号**
静岡県伊豆の国市長岡1334番地の４　ジェントル伊豆長岡　511号
債務者　大野　正裕
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２９年（フ）第４５５号**
愛知県岡崎市日名南町14番地６　グランドール日名南　602
債務者　黒山　洋一
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係